

2 × 4 住宅部材の開発事業実施要領

全国木材協同組合連合会

（事業の趣旨）

長引く景気の低迷により、住宅着工戸数はこれまでにないほどの落ち込みを記録し、今後も少子化等の社会構造の変化により、新設住宅着工戸数の大幅な拡大が望めない中で、現在進行しつつある住宅部材の国産材転換への流れをより確固たるものとする必要があります。このため、地域材を利用した住宅及びこれに係る部材についての様々な機能の有効性の検証に必要となるデータ等を取得し、需要側が地域材を選択できる体制を緊急的に整備するとともに地域材を活用した製品の実用化及び普及推進を図る必要があります。

この事業では、地域材需要の更なる拡大を図るため、地域材による2 × 4住宅部材の試作品の作成、強度試験等のデータ整備及びその成果のマニュアル化による一般への普及に対する支援を行います。

（対象となる事業）

地域材を利用したランバーの分野又は合板・パネルの分野における2 × 4住宅の要求性能等を満たす住宅部材の開発とします。

（応募資格）

法人格を有する民間事業者または団体（任意団体を含む）で当事業に係る経理、事務及びその他の執行体制について、適切な管理体制及び処理能力を有しているもの。

なお、同一の内容で農林水産省・林野庁、他省庁、地方公共団体等の補助金等を受けている事業の応募は認められません。

（支援の内容）

提案が採択された事業については、全国木材協同組合連合会と共同で事業を実施し、実施に必要な事業費の定額を支援いたします。ただし、一事業当たりの支援額は3,000万円を限度とします。

提案に当たっては、事業費を算出していただきますが、審査の結果、提案額を減額させていただくこともあります。

支援できる事業費の内容は、事業の実施に直接必要な経費のうち以下の経費とします。

技術者給（支援総額の30%以内）

「技術者給」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識技術を要する調査等）について、本事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価で、日当たり単価に事業に従事した日数（別紙様式5）を乗じた額です。また、日当たり単価の算定にあつては、基本給、諸手当（超過勤務手当は除く）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とします。なお、算定にあつ

ては退職給与引当に要する経費を含まないものとします。

賃金

「賃金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料作成、調査補助等）について、事業実施主体が支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。単価については、当該事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

謝金

事業を実施するために追加的に必要となる企画、講習会、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とします。単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

旅費

「旅費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、講師派遣、研修対象者の招集、打合せの実施に必要な経費とします。（別紙様式6）

需用費

「需用費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる原材料、消耗品、会議の開催時に出席者に提供する茶等の調達、資料、パンフレット等の印刷料、郵便料、諸物品の運賃、電話、インターネット等の通信費等の経費です。ただし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除きます。

役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない、試験体の製作、試験・調査、講習会補助等を専ら行うために追加的に必要な経費です。

委託費

「委託費」とは、本事業の補助の目的である事業の一部（実験、試験等）を他の民間団体・企業等に委託するために追加的に必要な経費です。委託費の内訳については、他の補助対象経費の内容に準ずるものとします。委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる業務に限り実施できるものとします。

使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、事業を実施するために追加的に必要となる車両、試験器具機械、会場等の借上げに必要な経費です。ただし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除きます。

提案できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は提案することができません。

- ・建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ・事業の実施に関連のない経費

（応募の手続き）

以下の書類を作成し、募集期間内に郵送で提出（２部）して下さい。

２×４住宅部材の開発事業申請書（別紙様式１）

２×４住宅部材の開発事業実施計画書（別紙様式２）

応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（定款、寄付行為等、役員名簿、収支報告書、パンフレット等）

（募集期間）

平成２２年４月２３日（金）から平成２２年５月２４日（月）１７時まで（必着）

（提出先）

〒100-0014 東京都千代田区永田町２-４-３ 永田町ビル６階

全国木材協同組合連合会 担当者：細貝(info@zenmoku.jp) TEL:03-3580-3215

（提案事業の選定）

全国木材協同組合連合会に設置される識者による委員会において審査・選定し、応募者に対し採択の可否を通知します。（平成２２年５月下旬～６月上旬予定。）

（事業実施契約の締結）

提案が採択された事業者は、全国木材協同組合連合会と事業実施契約書（別紙様式３）を締結することになります。

（事業の実施）

提案が採択された事業者は、実施計画書（修正された実施計画書を含む、以下同じ）に記載された内容に基づき事業を実施します。

なお、事業実施期間は、平成２３年２月末までとし、事業完了時に別紙様式４の実績報告書を提出することになります。

（その他）

事業を実施するためには、以下の条件を遵守していただきます。

申請者が申請等に事実と異なる記載をした場合や、支援する費用に関する不正発注及び不正受給等の不正行為をした場合は、実施の取り消し又は支援の取り消し、支援した費用の賠償等の処分を行うことがあること。

本事業に係る申請書等に含まれる個人情報、本事業の実施に係る事務処理に利用する他、上記に関する処分に係る情報提供が行われる場合があること。

申請者は支援を受けた経費に関する証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整理保管すること。

全国木材協同組合連合会が必要と認めたときは、事業の実施状況、支援を受けた経費の内容その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査できること。